

(別表 3) 構造設備の各部についての仕様の基準 (介護居室)

構造設備	仕様の基準に関する留意事項
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生労働省令第 46 号) における居室の設備基準を満たしたものとすのほか、次のことに留意すること。ただし、同基準第 11 条第 5 項第 2 号の規定については、適用しない。 ・ 構造設備の各部についての仕様の基準は、別表 2 に準拠したものとすること。
定 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室 (夫婦部屋を含む) とすること。 ・ 1 室に 2 人の者を入室させる場合は、カーテンを設置する等プライバシーの保護に十分配慮すること。
面 積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室の場合は壁厚を除き 13.2 m²以上 (収納設備、洗面所の面積を含む。便所の面積は含まない。)、1 室に 2 人の者を入居させる場合は 1 人当たり 10.65 m²以上とすること。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地階に設置しないこと。 ・ 3 階以上に設置する場合は、消防法に定める要件を満たすこと。 ・ 出入口は避難上有効な共有スペース、空地、廊下または広間に直接面して設けること。
ベッド等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベッド又はこれに代わる設備を整えること。
共有スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護居室の入居者 10 人程度ごとに、簡単な調理、食事談話などを通じて交流が図られるよう共有スペースを設置し、少人数単位での介護ができるよう努めること。
収納設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の身の回り品を保管することができる設備を整えること。
照 明 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明設備、コンセントを設置すること。(1 室に 2 人を入居させる場合は、入居者ごとに設置すること。)
換 気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床面積の 14 分の 1 以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベッドの両側から介護できること。 ・ 車いすの回転ができること。 ・ ストレッチャー等による居室外への移動に支障のないこと。 ・ 介護居室がある区域には、できるだけ廊下がない設計とするよう努めること。